

(様式1)

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する  
投資計画の確認申請書

平成〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

中小企業等経営強化法第13条第4項並びに同法施行規則第8条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、下記の投資計画について確認を受けたいので申請します。

## 記

## 1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	近畿経済産業株式会社 (法人番号 4000012090001) 代表取締役 近畿 太郎 印
所在地	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号
事業内容	金属製品製造業

## ※&lt;注意事項&gt; 1 事業者の名称等

- 法人番号は、「13ケタ」となります。※履歴事項全部証明書にある「会社法人等番号」ではありません。不明な場合は、国税庁の法人番号公表サイトで確認してください。  
<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- 「印」部分は法人の実印を押印ください。
- 所在地は登記上の本店所在地を記載ください。

## 2 経営力向上設備等の導入の目的

- ①当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鑄造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出販売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。
- ②既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最新の

生産設備への入替えを計画している。最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォーシンググロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

**※<注意事項> 2 経営力向上設備等の導入の目的**

○以下の①、②に沿った内容で投資計画の概要について記載してください。

①申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載ください

②今般の計画において収益力強化設備を導入する目的及び必要性を記載ください。

3 経営力向上設備等の導入を行う場所の住所

A 工場：大阪府大阪市中央区〇ー〇ー〇

**※<注意事項> 3 経営力向上設備等の導入を行う場所の住所**

○設備を導入する建物（工場、店舗等）の住所をご記入ください。

4 経営力向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により時間あたり生産量を年間20%向上させることで売上拡大を図るとともに、フォーシンググロール導入により歩留り率を4%改善し、99%とすることを旨とする。

**※<注意事項> 4 経営力向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明**

○収益力強化設備等が、どのように事業を改善するかを記載ください。

(例えば、工場の生産ラインの一部を取り替えることによる生産量の増加や原価の低減、ソフトウェアの導入による販管費の削減の内容等を説明)

## 5 設備投資の内容

別紙

**※<注意事項> 5 設備投資の内容**

別途エクセルの別紙「設備投資の内容」をご利用ください。

## 6 基準への適合状況

別紙

**※<注意事項> 5 設備投資の内容**

別途エクセルの別紙「基準への適合状況」をご利用ください。

## 5 設備投資の内容（別紙）

No	取得 (年・月)	設備等の名称／型式	設置場所 (都道府県・市町村)		設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	用途
1	2018	7 建物本体改修工事	大阪府	大阪市	建物	20,000	1	20,000	高性能エンジン製造
2	2018	7 プレス機器／P R 1 2 3 - 4 5	大阪府	大阪市	機械装置	40,000	1	40,000	高性能エンジン製造
3	2018	7 空調設備	大阪府	大阪市	建物附属設備	45,000	1	45,000	高性能エンジン製造
4	2018	7 測定機器／F R 2 1 - 2	大阪府	大阪市	器具備品	3,000	2	6,000	高性能エンジン製造
						合計	5	111,000	

	設備等の種類	数量	金額
種類別小計	機械装置	1	40,000
	器具備品	2	6,000
	建物附属設備	1	45,000
	工具	0	0
	ソフトウェア	0	0
合計		4	91,000

### ※＜注意事項＞ 5 設備投資の内容（別紙）

- 原則設備投資に必要な資産計上をする全てのものを記載ください（中古資産も含む）。また、固定資産台帳へ計上する単位で記載ください。
- 「取得年月」は申請時の予定を記入ください（西暦はプルダウンで選択、月は直接入力）
- 「設備等の名称／型式」はものが特定されるように記載ください（型式がない設備等の場合は型式について記載省略可）
- 「設置場所」は、当該設備の設置先の都道府県・市町村を記入ください（都道府県はプルダウンで選択、市町村は直接入力）
- 「設備等の種類」は資産区分で記載ください（建物、建物付附属設備、機械装置、器具備品、ソフトウェア、等該当のものをプルダウンで選択）
- 単価、数量部分を入力すると金額等が自動計算されます。
- 用途を簡単に記載ください。

<b>基準への適合状況</b>
-----------------

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額  
(設備の取得をする年度の翌年度以降3年度におけるものに限る。)を平均した額

投資利益率 = 5%

設備取得をする年度におけるその取得する設備の取得価額の合計額

投資の目的: 当社A工場におけるA製品の製造ラインを構成する機械装置(申請書2.設備投資の内容参照)導入による売上拡大及び製造原価改善。

設備導入に伴う変化額		(単位:千円)				
投資年度	1	2	3	3年平均		
投資利益率	設備投資額	▲ 111,000				
	売上高	10,000	15,000	20,000		
	売上原価 (減価償却以外)	5,000	7,500	10,000		
	(減価償却費)	1,000	1,000	1,000		
	売上総利益	4,000	6,500	9,000		
	販管費 (減価償却以外)	500	1,000	2,000		
	(減価償却費)	0	0	0		
	営業利益	3,500	5,500	7,000		
	減価償却費	1,000	1,000	1,000		
	簡易CF	▲ 111,000	4,500	6,500	8,000	6.333
					投資利益率 5.7%	
					基準値 5.0%	

※簡易CF=営業利益+減価償却費

本件設備投資による効果

売上: A工場におけるA製品の売上拡大及び製造原価の改善

(主な内訳)	1	2	3	
売上高	10,000	15,000	20,000	(添付〇〇参照)
売上原価(減価償却費以外)	5,000	7,500	10,000	(添付〇〇参照)
販管費(減価償却費以外)	500	1,000	2,000	(添付〇〇参照)

※<注意事項> 6 基準への適合状況 (別紙)

○黄色欄を入力ください。入力部分にカーソルを合わせると注意事項がです。なお、「投資利益率」の部分より上段については行の追加を行わないでください! (計算が合わなくなります)

○「投資の目的」部分は、今回の設備投資の内容(目的)を簡潔にご記入ください。

○「投資利益率」部分について

・投資年度:「設備投資額」:本件設備投資にかかる総投資額をマイナスで入力してください(税制対象外設備を含む減価償却資産の総額)

・1/2/3:設備投資完了年度の翌事業年度「1年目、2年目、3年目」の設備投資による変化額(増加額)を入力ください。 ※全社決算数字ではありません!

なお、減価償却費については、即時償却の適用予定としている場合においても「普通償却額」を入力ください。

○「本件設備投資による効果」:設備投資による効果を記入ください(別紙でも可)。

## 提出資料

- (1) 登記簿謄本の写し（個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類）
- (2) 貸借対照表・損益計算書（直近1年分）
- (3) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所（工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの。建物図面等、当該設備を特定する情報を記載した資料等）、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

- (4) 投資計画の分かる資料（本申請書の根拠となる資料）

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る投資計画又はそれに代わるもの（稟議書、取締役会議事録等）、導入する設備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績（1単位当たり売上、製造・販売原価等）、売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料等。

- (5) 公認会計士又は税理士による確認書